

公用日記による江戸城御殿の内部空間と障壁画の研究

—天保度西丸御殿・弘化度本丸御殿を中心に—

主査 山田由香里*¹

委員 尾本師子*², 福田道宏*³,

本研究は、幕府御用絵師狩野晴川院の『公用日記』の検討を通して、江戸城の天保度西丸御殿および弘化度本丸御殿の障壁画制作の実態を明らかにするものである。検討の結果、以下の点が明らかになった。障壁画制作は、部屋の画題を「伺書」で決定した後、「伺下絵」を制作し、それが了承されて、はじめて実際の「張付」に取り掛かるという手順で行われた。制作に際しては、絵師の屋敷に「御絵仕立所」が建てられ、主にそこで制作が行われた。障壁画制作の他、「張付」の料紙の採択や、金箔・金泥銀泥の見積りと採択、「絵料」の見積りも絵師の仕事であった。絵師は、平面図や起し絵図から建築の内部空間を読み取って、障壁画制作を行った。

キーワード：1) 江戸城天保度西丸御殿・弘化度本丸御殿, 2) 狩野晴川院, 3) 障壁画, 4) 公用日記, 5) 伺下絵, 6) 料紙, 7) 起し絵図, 8) 御用絵師, 9) 御絵仕立所, 10) 奉行

A STUDY ON THE MAKING OF PANEL PAINTINGS OF EDO CASTLE THROUGH DIARY OF OFFICE BY KANO SEISEN'IN

—About Nishinomaru Palace in Tenpo eras and Honmaru Palace in Koka eras—

Ch. Yukari Yamada

Mem. Noriko Omoto and Michihiro Hukuda

This is a study on the making panel paintings of Nishinomaru Palace in Tenpo eras and Honmaru Palace in Koka eras, Edo Castle through Diary of office by Kano Seisen'in, official painter. The results are as follows. (1)The order of making panel paintings was step1 proposal the theme of room, step2 drawing preliminary paintings ("ukagaishitae"), and step3 drawing panel paintings. (2)The panel paintings were made at the "oneshitatetokoro" in Kano Seisen'in house, Kobikicho. (3)Painters realized architectures of Edo Palace through plans and "okoshiezu" to draw preliminary paintings.

1. はじめに

1.1 研究の目的

本研究は、幕府御用絵師狩野晴川院せいせんいんおきのが養信（寛政8年・1796～弘化3年・1846、以下晴川院と略記）の『公用日記』の検討を通して、江戸城の天保度西丸御殿（天保10年・1839 完成）および弘化度本丸御殿（弘化2年・1845 完成）の障壁画制作の実態を明らかにするものである。

障壁画が建築の内部空間を演出するものとして重要な存在であることはいうまでもないが、障壁画がどこでどのように描かれたのか、すなわち現場で描かれたのか、あるいはどこか別の場所で描いて張り立てられたのか、また絵師はどのような方法で建物を理解して障壁画を描いたのかなど、その実際はほとんど明らかにされていない。晴川院は、奥絵師4家の筆頭御用絵師を務め、江戸城御殿の再建にあたっては幕府と交渉を行い、障壁画制作全体を監督する役割を担った。その御用を逐一記録した『公用日記』の検討を通して、障壁

画制作の様相を明らかにし、江戸城御殿造営の実態の一端を解明するのが、本研究の目的である。

1.2 研究の方法

本研究で主な資料としたのは、晴川院の『公用日記』（以下『日記』と略記する）である。『日記』は、文化7年（1810）から弘化3年（1846）までの幕府御用を晴川院が記録したもので、東京国立博物館と国立国会図書館に所蔵されている^{註1)}（国立国会図書館所蔵の『御本丸御普請御用別記』は、以下『日記（別記）』と略記する^{註2)}）。この『日記』の分析を行い、江戸城天保度西丸御殿と弘化度本丸御殿の障壁画の制作手順、各絵師の担当御殿、障壁画を制作した場所、建物の把握方法などについて明らかにした。検討は、東京国立博物館や大阪天満宮等の所蔵する江戸城御殿の下絵、および東京都立中央図書館の所蔵する江戸城御殿の図面などを総合させて行った。

*¹ 神奈川大学大学院 博士後期課程

*² 学習院大学大学院 博士後期課程

*³ 早稲田大学大学院 博士後期課程

2. 江戸城天保度西丸御殿・弘化度本丸御殿の障壁画制作

2.1 御用絵師と障壁画制作担当御殿

天保度西丸御殿と弘化度本丸御殿の障壁画は、晴川院を中心とする幕府御用絵師によって制作された。御用絵師は奥絵師と表絵師に分かれており^(注3)、そのうち奥絵師は、木挽町狩野家(狩野晴川院と子勝川)、浜町狩野家(狩野薫川[幸川])、鍛冶橋狩野家(狩野探淵)、中橋狩野家(狩野祐晴と狩野晴雪[弘化元年12月改称永徳])の4家で構成されていた。天保度西丸御殿と弘化度本丸御殿の障壁画制作において、各御用絵師の担当した御殿を『日記』の記事から示すと図2-1,2のようになる。図には、障壁画制作の期間も一緒に示した。

主な御殿の障壁画を担当できるのは奥絵師に限られ、中でも木挽町狩野家は他の絵師より多くの御殿を担当した。また、障壁画制作は御殿造営の進行に合わせ、奥向きの建物から始められた。住吉内記と板谷桂舟は土佐派の絵師で奥絵師狩野派4家に属していなかったが、奥向御用を務めることが許されていた^(注4)。

『日記』天保10年12月26日条の、天保度西丸御殿の障壁画制作を手伝った弟子への褒美の書付に、「狩野晴川院弟子五十二人、狩野幸川弟子二十二二人、狩野探淵弟子三十人、狩野勝川弟子十七人」とあり、合計121人の弟子が制作を手伝った。また、弘化度本丸御殿の場合は、『日記』弘化2年3月16日条の書付に「狩野晴川院・狩野勝川弟子五十一人、右兩人弟子五十一人、狩野薫川弟子十五人、同人弟子二十二人、狩野永徳弟子二十七人、住吉内記弟子十五人、板谷桂舟弟子十人」とあり、合計191人の弟子が制作を行った。

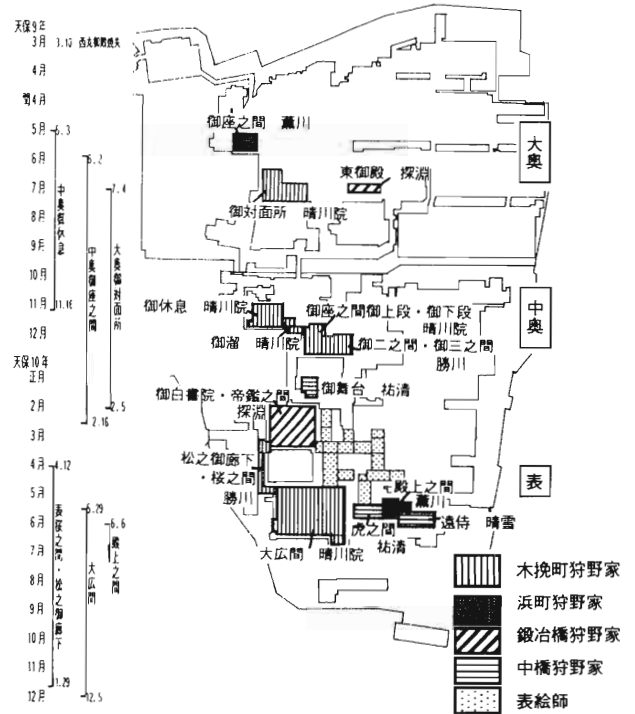


図 2-1 天保度西丸御殿造営における各絵師の担当御殿と障壁画制作の期間

(図2-1,2の障壁画制作の期間は、「何下絵」を提出してから「張付」が完成するまでとした。『日記』から「何下絵」提出の記事のみが判明する場合は、開始時期だけを示した)

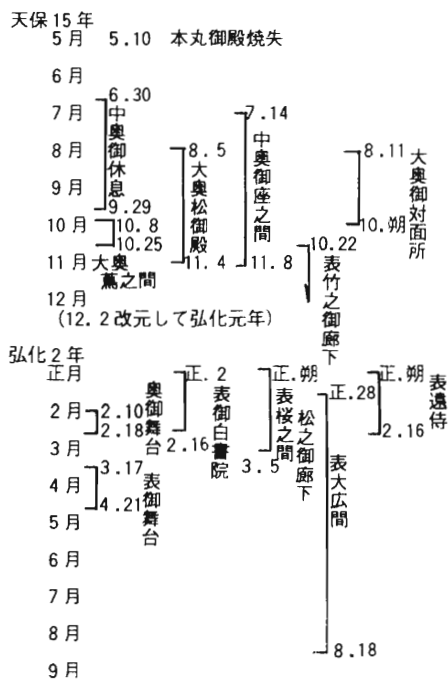


図 2-2 弘化度本丸御殿造営における各御用絵師の担当御殿と障壁画制作の期間

2.2 障壁画の制作手順

障壁画がどのように制作されたか、晴川院が最初に担当した天保度西丸御殿の中奥御休息の建物を例にして、『日記』から記事を抜き出し、具体的な制作手順を整理した。御休息は上段の間と下段の間の2室からなる建物である。

1) 「御画御用」の仰付け

4月16日、晴川院は、御付若年寄本多豊後守助賢を通して、御休息をはじめとする「奥向」御殿の御用を、右大将徳川家祥から仰せ付けられた。「奥向御用」を務めるにあたり、他言しないこと、悪心をおこさないこと、威光をきて奢らないことなどを、晴川院は誓詞で誓った^(注5)。

2) 「伺書」「伺下絵」の提出

4月25日、晴川院は、部屋ごとの画題を記した「伺書」を作成し、西丸小納戸頭取美濃部筑前守茂育に提出した。提出の5日後、「伺書」のとおり画題が決定した。その日に、晴川院は作事下奉行の大工頭村上与五郎に会い、御休息の「絵図(面)」を早く届けるように依頼した。「絵図面」は、閏4月9日に届けられた。12日には「伺下絵」の料紙が届き、晴川院は「伺下絵」の制作に取り掛かった。「伺下絵」制作中の閏4月17日、作事方と小普請方から「白唐紙」の問合せがあり、晴川院は、試していずれもよいと返答した。

5月3日、「伺下絵」6巻が完成し、袋に入れて小納戸頭取に提出した。「伺下絵」は1部屋の「絵様」を卷子1巻に連続させて描いたもので、6巻は、上段の間・下段の間・南入側・東入側・上段の間北入側・下段の間北入側の合計6室分であった(現在東京国立博物館所蔵)。「絵様」は「伺下絵」のとおり決定し、2日後、小納戸頭取から「伺下絵」が返却された。

3) 「張付」制作と現場での「手入」

7月4日、晴川院は御休息の障壁画制作に必要な金泥銀泥と「絵料」の書付を小納戸頭取に提出した。「絵料」は手伝いの弟子への手当て、絵具代、絵具を温める火鉢の炭代などで、7月13日と9月8日の2回支給された。

「張付」の制作は7月9日から開始され、10月15日に上段の間の「張付」が完成した。完成した「張付」は、晴川院屋敷内に造られた「御絵仕立所」まで、作事方が取りに来た。「張付」は、上段の間、下段の間、南入側、下段の間北入側の順に、作事方に納められた。全て納め終わったのは11月16日である。作事方に納めた「張付」は襖や壁張付に仕立られ、最後に晴川院と弟子が現場で「手入」を行って完成した。「手入」は、10月26日、正月9日、10日の3回行われた。「手入」の際、晴川院は「作事奉行扣所」に一度出向き、作事方の案内で御休息の現場へ向かった。

違棚小襖と入側の杉戸は、上段の間と下段の間の「張付」を納めてから「下絵」の制作が依頼された。御休息

の衝立は、全ての「張付」が完成してから「下絵」の制作を依頼された。杉戸完成は天保10年2月20日、衝立完成は3月13日であった。衝立の完成をもって、御休息の全ての障壁画制作が完了し、天保10年4月27日、徳川家斉の移徙が行われた。

以上の手順をまとめると表2-1のようになる。

表2-1 天保度西丸御殿中奥御休息障壁画の制作手順

天保9年	
3.10	西丸御殿焼失
4.16	「奥向御用」を右大将から仰せ付けられる。誓詞で約束
4.25	絵様の「伺書」を小納戸頭取へ提出
4.30	提出した「伺書」のとおり絵様が決定。作事下奉行へ「絵図(面)」を請求
閏4.9	作事下奉行から「平絵図」を請取る
閏4.12	「伺下絵」の料紙を請取る
閏4.17	作事方と小普請方から「白唐紙」の問合せ
5.3	「御絵仕立所」建設願。「伺下絵」6巻が完成し、小納戸頭取へ提出
5.5	「伺下絵」のとおり絵様が決定。「伺下絵」が返却される
7.4	金泥銀泥と絵料の書付を小納戸頭取へ提出
7.9	「張付」を描き始める
7.13	絵料が支給される(1度目)
7.18	「御絵仕立所」完成、見分
7.19	「御絵仕立所」引渡し
8.5	金泥を請取る
8.11	手伝いの弟子へ手当て(1度目)
9.8	「絵料」が支給される(2度目)
9.28	手伝いの弟子へ手当て(2度目)
10.15	上段の間の「張付」が完成し、作事方が取りに来る
10.17	小納戸頭取の添書を添えて、本途割増願の書付を作事方と小普請方に出す
10.22	下段の間の「張付」が完成し、納める
10.25	杉戸の「下絵」を小納戸頭取へ提出
10.26	床の落掛上の小壁を「手入」。杉戸「下絵」は「御好ミ」あり
10.29	南入側の「張付」が完成し、納める
11.5	小襖と杉戸の「下絵」を提出
11.7	「下絵」のとおり小襖と杉戸が決定
11.11	下段の間北入側の「張付」が完成し、納める
11.16	全ての「張付」が完成
11.21	小納戸頭取から「本途割増願済」の手紙を受取る
12.16	小納戸頭取から衝立の絵を仰せ付けられる
12.21	衝立の「下絵」を提出
12.22	「下絵」のとおり衝立が決定
12.23	手伝いの弟子に手当て(3度目)
天保10年	
正.9	見分、「手入」
正.10	「手入」
正.19	上棟
2.20	杉戸が完成し、納める
3.13	衝立が完成し、納める
3.23	拝領物を請取る。弟子へ配分
4.27	徳川家斉移徙

晴川院は、「絵料」や担当絵師の相談、「伺下絵」や書付などの提出を小納戸頭取に対して行い、一方、「張付」の提出や「平絵図」の依頼を作事方に対して行っている。障壁画制作の手續きにかかわることは小納戸頭取が、実際の作業にかかわることは作事方が担当した。天保度西丸御殿造営において、表と中奥御殿は作事方が、大奥御殿は小普請方が担当奉行であった^{註6)}。中奥御休息の場合は晴川院は作事方と交渉を行ったが、大奥御殿の障壁画の場合は、小普請方と交渉を行った。

御休息6室の「張付」は、天保9年7月9日から11月6日までの約4箇月で制作され、褒美配分の記録^{註7)}によると、弟子32名が制作を手伝った。

「張付」の制作に際し、天保9年5月3日、晴川院は「御絵仕立所」を木挽町の自分の屋敷内に建設してほしい旨の書付を小納戸頭取へ提出した。願書は了承され、6月19日から「御絵仕立所」の建設が開始され、7月18日に完成し、19日に引渡しが行われた。御休息の障壁画制作はこの「御絵仕立所」で主に行われ、城内の現場に出向いたのは3日間であった。

材料のうち、「伺下絵」と「張付」の料紙および金泥銀泥は幕府から支給された。絵具は、支給された記事が『日記』にないので、絵師が用意したと判断される。しかし、水の部分などを塗る群青^{註8)}だけは、晴川院が奉行に要求しており、他の絵具と扱いが異なっている。

『日記』天保9年9月8日条によると、「絵料」は「御休息絵料」として支給されており、建物ごとに計算されている。弟子の手当でも、『日記』天保9年8月11日条に「御休息取掛り弟子遣物」との名目を出されており、やはり建物ごとに計算されている。

以上のように、障壁画制作は、部屋の画題を「伺書」で決定した後、「伺下絵」を制作し、それが了承されてはじめて実際の「張付」に取掛る、という手順で行われた。制作は、晴川院屋敷内の「御絵仕立所」で行われ、城内の現場での作業は最後の「手入」だけであった。この手順は、御殿の表奥にかかわらず、また弘化度本丸御殿造営の場合もほぼ同じ手順で進められた。

3. 御殿造営における絵師の仕事

3.1 障壁画の制作

制作手順でみたように、絵師は、「張付」だけでなく、小襖や杉戸も担当し、また部屋に付属する衝立の制作まで行った。御休息は天井に絵が描かれていなかったが、天保度西丸御殿の表大広間や中奥御座之間、弘化度本丸御殿の表大広間や中奥御対面所のように天井に絵がある場合は、天井絵も絵師の担当であった。天井絵も、「張付」と同様に「伺下絵」を作成して了承を得た後、制作に取り掛かった。

また、能舞台の絵の制作も絵師が行った。弘化度本丸御殿の表御舞台は勝川が、奥御舞台は晴川院が担当した。表御舞台は、弘化2年3月17日に「伺下絵」が了承され、4月15日から21日にかけて現場で「墨書」と「彩色」が行われた。奥御舞台は、弘化2年2月10日から18日にかけて、やはり現場で「墨書」と「彩色」が行われた。

3.2 「張付」料紙の採択

『日記』天保9年閏4月17日条に「御作事方・小普請方6白唐紙善悪問答ニ来ル」とあり、作事方と小普請方から「白唐紙」の善悪の間合せがあった。晴川院は、「試候処、何レもよろしく旨申達了」^{註9)}と、試したところいづれもよいと返答している。天保度西丸御殿の障壁画制作に際し、作事方と小普請方の両奉行が、普請に使う料紙の鑑定を晴川院に依頼した。

弘化度本丸御殿造営の際も、晴川院は料紙の採択を依頼された。天保15年6月20日に受け取った納戸頭山田八郎左衛門景恭からの手紙に、「御普請御用唐紙見本八通り、間似合紙見本拾式通り相廻し候、御見極之上、御用ニ相成分番付之上江印御付、御返却有之候様存候」^{註10)}とあり、御普請御用の唐紙見本8通と間似合紙^{註11)}見本12通を渡すので、見極めて、使用する料紙の番付上に印をつけて返却するように、と依頼を受けた。唐紙8通から晴川院が選んだのは「上印二通、中印二通」で、「上」印を2通に、「中」印を2通につけ、2日後の22日、納戸頭に手紙で返答した。間似合紙12種類から選んだのは「○印壹通」で、1通に「○印」をつけた。しかし、間似合紙に印をつけたものの、礬砂^{註12)}を引いたり、裏打ちを行った場合に、紙の筋の見える可能性があるかどうか判断できないとして、晴川院は、さらに専門の職方に見せるように自分の「家来」に指示している^{註13)}。

納戸頭の依頼とは別に、小普請方と作事方からも料紙の鑑定を晴川院に依頼された。『日記(別記)』天保15年6月25日条の、小普請方からの手紙に、「大奥向御普請御絵御用唐紙上中三枚ツゝ見本、(中略)御見極見本紙返却有之候」とあり、大奥向普請の御絵御用に使う唐紙上中3枚づつを見極め、返却するように依頼された。晴川院は6通の見本を一覧し、いづれも使うことができると返答し、見本を返却した。作事方からは、唐紙と間似合紙について問合せがあった。晴川院は、一覧して使うことができると返答した。

以上から、「張付」の料紙の採択は絵師が行ったことが明らかとなる。礬砂や裏打ちなどを行って実際に試し、不都合がないか確認した上で採択が行われた。作事方と小普請方の両奉行がそれぞれ、普請担当御殿の料紙の鑑定を晴川院に依頼している。「張付」の紙は、担当奉行が用意した。

3.3 金箔・金泥銀泥・「絵料」の見積り

天保度西丸御殿中奥御休息の障壁画制作に際し、金泥銀泥の書付を晴川院が提出したのは先に見たとおりである。同じ御殿の中奥御座之間のように金箔を使う御殿の場合は、晴川院は金泥銀泥と金箔の両方の書付を小納戸頭取に提出している。書付は、「西丸御座間金箔金泥書付」「西丸大奥対面所金箔金泥銀泥書付」^{註14)}と、建物ごとに提出されており、金箔と金泥銀泥の見積りは建物別に絵師が行った。

金箔は1枚ではなく、複数枚貼り重ねられ、「張付」に金箔を貼ることは「押箔」と呼ばれた。天保9年閏4月3日、晴川院は小納戸頭取へ「押箔伺書」を提出し、天保度西丸御殿の座敷の絵は、「焦箔」を「下押」した上に「吉箔」を「二扁」「上押」すれば、「格別出来栄」になると提案した。提案は採用され、西丸御殿「張付」の「押箔」は「上押、色吉ニ而式扁、下押、焦箔ニ而壹扁」^{註15)}にするとという書付が、小納戸頭取から晴川院に届けられた。また弘化度本丸御殿造営の際は、金箔見本を使って、若年寄大岡主膳正忠固と金箔の採択を相談した^{註16)}。絵師は、金箔の見積りだけでなく、金箔の種類や「押箔」回数などの検討を行い、金箔の採択も行った。

天保9年7月4日、金泥銀泥の書付とともに「絵料」の書付を晴川院は提出した。しかし、この「絵料」では足りないため、別に「絵料」を見積もって要求した。近年絵具が高騰しているにもかかわらず、手厚く彩色を仕上げている上、特別急ぎの普請で弟子を大勢呼び寄せて昼夜なく手伝わしているため、相応の手当てを払わなくてはならず、これまでの本途の「絵料」では足りなくなってしまう^{註17)}と、その理由を述べている。天保9年10月17日、晴川院は「是迄之御絵料本途ニ一陪増渡候様支度奉存候」と、これまでの本途に一倍増した「絵料」の支払いを水野美濃守に要求した。この要求は、11月21日に了承され、支払われることになった。

絵師の仕事は、障壁画を制作するだけでなく、「張付」料紙の採択や、金箔・金泥銀泥の見積りと採択、「絵料」の見積りもその仕事であった。

4. 障壁画制作を行った場所

4.1 晴川院の屋敷と「御絵仕立所」

天保度西丸御殿造営に際し、晴川院は屋敷に「御絵仕立所」を建設してもらった。晴川院は、木挽町四丁目（現在の中央区銀座5丁目13～14番）に拝領屋敷をもっていた。『日記』天保9年5月3日条の「御絵仕立所」の建設を願ひ出た記録に、屋敷の建物配置の図が添えられている（図4-1）。

図によると、屋敷は長方形の敷地で、南辺と西辺が「往来」に面し、北辺と東辺は「隣地」に接し、南側の「往来」に面して「門」が開かれている。屋敷には「住居」

「長屋」「土蔵」があったと『日記』にあり、描かれた建物の形状から、門の両脇から敷地に沿って建つ細長い建物が「長屋」、東側にある三棟が「土蔵」、残る中央の大きな建物が晴川院の「住居」と判断される。「住居」の一角にある、「御絵仕立所」と記入された建物（これをAとする）は、願書に「天保五午年奉願御取建被下置候御絵仕立所ニ而、是迄御座敷向御絵繕其外御絵御用等相認」とあり、天保5年に建設されたもので、障壁画の修繕や定常的な御用である軸や屏風の制作に使われていた。

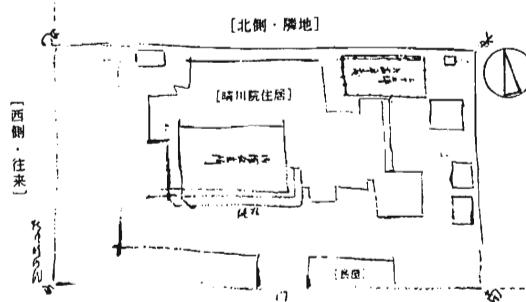


図4-1 『日記』天保9年5月3日条所収の木挽町の狩野晴川院屋敷図

4.2 天保度西丸御殿・弘化度本丸御殿の障壁画制作に際して建設された「御絵仕立所」「御仮張置所」

天保度西丸御殿の障壁画制作に際し、「父子ニ而相懇候儀ニ御座候間、御絵仕立所一ヶ所ニ而ハ御間ニ合兼」^{註18)}とし、晴川院は、子勝川と制作するにあたり、「御絵仕立所」（A）一箇所では場所が足りないため、新たな建物の建設を願ひ出た。願ひ出は了承され、図4-1に「三十二坪、六十四畳敷」の記入のある建物が建設された。図4-1には建物名が記入されていないが、『日記』に「御絵認場所」、あるいはAと同じく「御絵仕立所」と呼ばれている（これをBとする）。

翌天保10年7月6日、「大広間」などの「数多之御仮張」を置く場所が必要だとして、晴川院はふたたび建物の建設を申請した。こちらも許可を得て建設された。この建物はA・Bと異なり、『日記』に「御仮張置小屋」「御仮張置場所」と呼ばれ（これを「御仮張置所」とする）、余裕がないため敷地の外、南側の「往来」に建設された。

弘化度本丸御殿の障壁画制作の際も「御絵仕立所」が建設された。『日記（別記）』天保15年7月1日条に、「兼而御取建被下候御絵仕立所而已ニ而ハ中々認場所引足不申」とあり、これまで建てて下さった「御絵仕立所」（A・B）では認める場所が足りないとして、晴川院は建設を願ひ出た。『日記』天保15年8月19日条に「屋敷内5往来江掛け老ヶ所、屋敷外往来江掛老ヶ所」とあるように、屋敷から「往来」にはみ出して1箇所、「往来」上に1箇所建てられ、2つの「御絵仕立所」が建てられた。前者は天保15年に（これをCとする）、後者は翌弘化2年に

完成した（これをDとする）。

障壁画制作は、これらの建物で行われた。その配置を示すと図4-2のようになる。以下、その建築的様相を述べる。

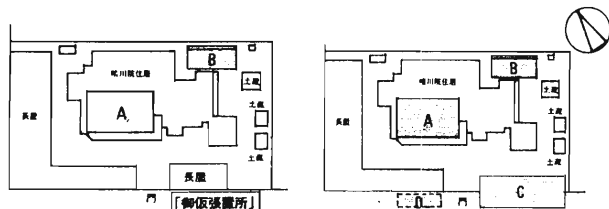


図4-2 天保度西丸御殿造営時の「御絵仕立所」「御仮張置所」の配置図（左）と弘化度本丸御殿造営時の「御絵仕立所」の配置図（右）

（『日記』天保9年5月3日条の図を基にした。『日記』からDは「往来」に建てられたことは判明するが、場所が明らかでないため点線で示した）

4.3 「御絵仕立所」（A・B）と「御仮張置所」の建築的様相

Aは天保5年に建設された。その際の記録に「去ル文政十二丑年、翌十三寅年、右兩年之振合を以」^{注19)}とあり、文政12年（1829）6月に建てられ、翌13年7月に改修された「御絵仕立所」を基にして、Aは建設された。まず、この建物の様相をみてみよう。『日記』文政12年6月5日条所収の平面図によると、この建物は、梁間5間に桁行8間の平屋建てで、3面に障子を入れ、1面を羽目板壁で閉じている。柱は面皮の杉丸太で、礎石立ちとし、屋根は板葺き、床は畳敷き、天井は張られていなかった。底を出した板縁を2面に設け、縁の外側に雨戸を通して。障子の入る箇所には、外側に「垣根」が設けられた。当初は、室内に柱を立てない計画であったが、5間のスパンを持たせるのに太い材（梁）が必要で費用がかかるという小普請方の指示を受け、室内の邪魔にならない位置に柱を立てた。しかし、この建物は、風雨の際に屋根や壁から水が漏ったため、翌文政13年に、柱を加えて補強をした上で屋根を瓦葺きに改め、羽目板壁の外側に下見板を打ち付ける改修が行われた。

Aは、この建物の仕様を踏襲して小普請方によって建てられた。柱を同じく礎石立ちとし、前回の雨漏りに懲りたためか今度は最初から瓦屋根に下見板張りで建てられた。仕様だけでなく、5間に8間の平面規模も踏襲した建物と同様である。南・東面に障子を入れ、北・西面は板壁で閉じていた（図4-3）。

Bは、天保9年6月19日から建設が開始され、7月18日に完成し、19日に引渡しが行われた。実際の作業期間は2週間ほどで、作事方が担当した。『日記』の天保9年7月18日条の図によると（図4-4）、梁間4間に桁行8間の平面規模で、北面と東面に障子を入れて開口部とし、西面と南面は出入口を除いて羽目板壁で閉じている。

礎石建ちの平屋で、畳敷きである。

「御仮張置所」は、作事方が担当し、天保10年7月26日に工事が開始され、8月4日に完成した。『日記』天保10年7月6日条の願書に、「私拝領屋敷南之方、往来凡半分程之場所江、（中略）御取建被下置候」とあり、敷地の外、南側の「往来」に「御仮張置所」を建てることを晴川院は希望した。願書に添付された図から、「往来」に建てられた様相と平面が判明する（図4-5）。「御仮張置所」は桁行15間に梁間3間の規模で、幅6間ほどしかない「往来」の半分を占め、下水蓋の上にまで北側の柱筋を寄せて建てられた。「入口」を西面の屋敷「門」近くに設け、南面を「窓」、北面と東面を壁とし、「持運口」が北側に2箇所設けられている。

Bは、造営終了後撤去される予定であったが、Aだけでは今後御用を務めるのに「手狭」と晴川院が主張したところ^{注20)}、そのまま取置かれた。「御仮張置所」は「用済」の届けを出した後、撤去された。

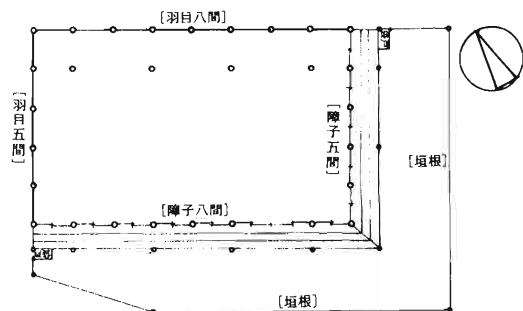


図4-3 天保5年建設の「御絵仕立所」（A）平面図（『日記』天保5年4月6日条の図を描き起し、括弧内の記事を加えた）

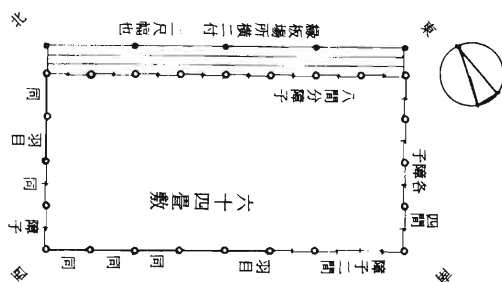


図4-4 天保9年建設の「御絵仕立所」（B）平面図（『日記』天保9年7月18日条の図を描き起した）

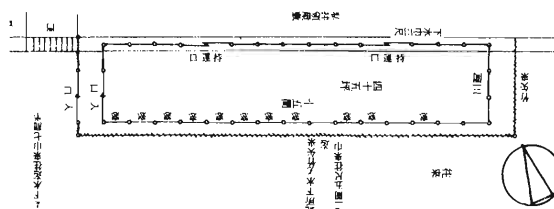


図4-5 天保10年建設の「御仮張置所」平面図（『日記』天保10年7月6日条の図を書き起した）

4.4 「御絵仕立所」(C・D)の建築的様相

Cは、天保15年7月朔日に願書が出され、17日に建設の許可を受けた後、8月11日から作事方によって建設が開始され、20日に完成した。敷地内に余裕がないため、「下水際之建家練塀取払、屋敷内地面5往来江掛ケ」と、下水際の「建家」と「練塀」を取払い、「往来」にはみ出して建設することを晴川院は依頼した。願書に添えられた図から、建物の位置と平面が判明する(図4-6)。図は、取り壊す予定の「建家」と「練塀」を取り込んだ状態で描かれ、天保10年建設の「御仮張置所」と同じ「表門」東側の位置に、梁間5間に桁行17間の平面規模で建てた様子を表している。梁間5間のうち南側2間分が下水溝から「往来」にはみ出している。完成後、雨漏りをするため板葺きの屋根に「桐油」を貼付けたり、「竹矢来」では室内が覗かれるので2間の高さの板で周りを囲むなどの改修が行われた。当初は平屋建てだったが、一度に複数の御殿の障壁画を描けるように、完成後2箇月経ったときに8間に4間の広さの2階が増築された。

Dは、弘化元年12月2日に願書が出され、翌2年正月19日から建設が開始された。『日記』弘化2年8月19日条に「屋敷外往来」とあるだけで、平面図や建物の様相を示す記事を欠き、規模や仕様が不明だが、「往来」に建てられたことは判明する。CとDは、造営終了後、撤去された。

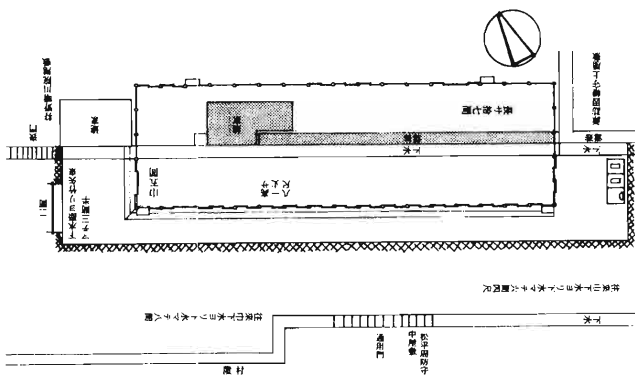


図4-6 天保15年建設の「御絵仕立所」(C)平面図
(『日記(別記)』天保15年7月朔日条の図を描き起した。
アミ部分は撤去された「建家」と「練塀」)

4.5 「御絵仕立所」における障壁画制作の様相

『日記』天保9年5月3日条の願書に、「御座敷向御絵御用者御間数茂多分ニ有之」「図配取立候ニも御間続見流シ之分一同ニ置並へ取広ケ、或者立掛ケ見渡し候而相認」とある。間数の多い座敷の絵を描くため、置き並べて、あるいは立て掛けて、全体を見渡しながらい図柄の検討を行うなどして、障壁画は制作された。

4.6 他絵師の屋敷にも造られた「御絵仕立所」

「御絵仕立所」は、障壁画制作を指揮した晴川院の屋敷だけでなく、他の絵師の屋敷内にも造られた。天保度

西丸御殿の障壁画制作にあたっては、浜町狩野家幸川(両国広小路横山町、現在の中央区日本橋横山町)、鍛冶橋狩野家探淵(鍛冶橋御門外、現在の中央区八重洲2丁目7~8)、中橋狩野家祐清(中橋広小路大鋸町、現在の中央区京橋1丁目9)の屋敷内に、弘化度本丸御殿の障壁画制作にあたっては、上記3家の他、住吉内記(小石川箆筒町、現在の文京区小石川5丁目)、板谷桂舟(麴町七丁目横丁表式番町、現在の千代田区六番町)の屋敷内に「御絵仕立所」が造られた。各絵師が「御絵仕立所」の建設願を奉行に提出する際は、晴川院の願書が添えられた。

また、万延元年(1860)完成の万延度本丸御殿の竹之間や桔梗之間等の障壁画を担当した、表絵師麻布一本松狩野家狩野休清の屋敷(麻布新町、現在の港区元麻布1丁目)にも、「御絵仕立所」が建設された。休清の『御用中日記』^{注21)}によると、万延元年閏3月7日に若年寄牧野遠江守康哉から「御絵御用」を仰せ付けられた休清は、同月22日、作事方に願書と「仮御小屋^{注22)}絵図面」を提出した。願書は了承され、「御絵仕立所」は5月17日から建設が始められて23日に完成した。

「御絵仕立所」は、晴川院の屋敷内だけでなく、他の絵師の屋敷にも建設され、また万延度本丸御殿造営の際にもつくられた。

5. 障壁画制作における建築の把握方法

5.1 平面図と起し絵図による把握

晴川院は、天保度西丸御殿中奥御休息の「伺下絵」を制作するにあたり、作事下奉行から「平絵図」を受け取った。また、御休息東側御溜の「伺下絵」の制作を依頼されたときには、「起し絵図」を受け取った。起し絵図は、平面図に建具や壁の様相を描いた室内の展開図を貼付けたものである。したがって「平絵図」は、平面図のことと判断される。絵師が、平面図と起し絵図から建物の様相を読み取って、「伺下絵」を制作したことが明らかとなる。晴川院は御休息の他、中奥御座之間と大奥御対面所の平面図も受取っており^{注23)}、三御殿の「伺下絵」は、平面図をもとに制作が行われた。

弘化度本丸御殿の障壁画制作に際しては、晴川院が起し絵図の作成を依頼した。天保15年5月28日、晴川院は、小納戸頭取平岡丹波守道弘に会い、弘化度本丸御殿の普請を急いでいるとのことだが、建設する御殿の平面図ができ次第起し絵図を作り、「伺下絵」を制作する段取りが整わなければ、障壁画制作が間に合わないことを伝え^{注24)}、起し絵図の作成を依頼した。

7月8日に、起し絵図作成の日程が小納戸頭取から知らされ、「晴川院分」「内記分」「薫川分」「晴雪分」「探淵分」と、担当絵師ごとに起し絵図の届く日を書いた書面が届いた。このうち「探淵分」については、小納戸頭取が、探淵担当の大奥御小座敷の障壁画は墨画で格別の手

間はかからない^{注25)}と判断し、都合がつき次第、料紙を張立てて制作に取掛ってよいとして、起し絵図は作成されなかった。その他の、晴川院担当の中奥御休息・御座間および大奥御対面所・御化粧之間、住吉内記担当の大奥松御殿、狩野薫川担当の大奥御座間・御小座敷、狩野晴雪担当の大奥御客座敷の建物^{注26)}は、起し絵図が作られた。起し絵図は、「張付」に金箔や金泥銀泥を使う建物について作られたようである。

5.2 「伺下絵」に見る建築の描写

天保度西丸御殿中奥御休息「伺下絵」の床の部分を見ると、写真5-1のように床正面と両脇の絵が続けて描かれている。落掛と落掛上小壁および床框は、3つの壁を足した長さで描かれ、実際よりも長くなっている。一方、弘化度本丸御殿の中奥御休息の「伺下絵」を見ると（写真5-2）、床両脇壁の絵は別紙に描かれ、床の両脇に貼付けられて、立て起せるようになっている。

東京国立博物館の所蔵する「伺下絵」のうち、前者の方法で床部分が表現されているのは、天保度西丸御殿表大広間・桜之間、中奥御座間・御休息^{注27)}で、後者の方法で表現されているのは、弘化度本丸御殿表大広間・御白書院、中奥御座間・御休息、大奥御対面所である。前者は、平面図を参照して「伺下絵」を制作した天保度西丸御殿のものであり、後者は、起し絵図を参照して「伺下絵」を制作した弘化度本丸御殿のものである。表現の相違は、この事情に基づくものと判断される。

ふたつのグループは、ほかにも表現の違いを見せる。天保度西丸御殿表大広間「伺下絵」の欄間部分を見ると、柱・釣束・天井長押・内法長押が描かれ、「御彫物」の付箋が貼られている。一方、弘化度本丸御殿表大広間の「伺下絵」の欄間部分は、柱・釣束・天井長押・内法長押に加えて、欄間の框まで描かれている。起し絵図を参照して制作された「伺下絵」のほうが、平面図を参照したもののより詳しく描写されている。

5.3 小襖の制作

天保度西丸御殿中奥の御休息の小襖が、「張付」より後に制作されたのは先に述べたとおりである。上段の間の「伺下絵」を見ると（写真5-1）、違棚の小襖は白抜きで、絵が描かれていない。小襖の「下絵」は別紙に描かれており（写真5-3）、現存する「伺下絵」からも、小襖が「張付」より後に制作されたことが裏付けられる。

小襖の「伺下絵」を制作する際、「棚絵図面」^{注28)}や「棚配絵図」^{注29)}を晴川院は受取っている。「棚絵図面」「棚配絵図」は、棚の位置や小襖の枚数などを描いた違棚の正面図を指すと思われる。小襖の「下絵」は、違棚正面図をもとにして制作が行われた。

「伺下絵」で違棚の小襖が白抜きになっている建物は、

天保度西丸御殿中奥御休息の他、大広間・御座間・新座敷、および弘化度本丸御殿の御白書院・御座間・御休息・御小座敷・御対面所で、いずれも小襖の「下絵」は別紙になっている。『日記』によると、上記建物の小襖は、「張付」の「伺下絵」の制作とは別に「下絵」の制作を仰せ付けられており^{注30)}、「伺下絵」の小襖が白抜きになっていることを裏付ける。



写真5-1 天保度西丸御殿中奥御休息上段の間「伺下絵」の床・違棚部分
（床の正面と両脇の壁の絵が続けて描かれている。違棚の小襖は白抜きで、絵が描かれていない。東京国立博物館所蔵）

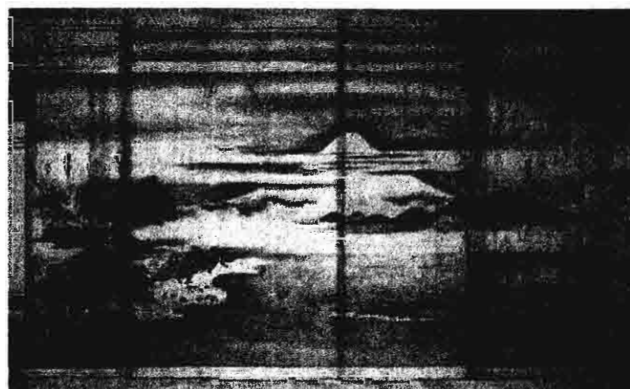


写真5-2 弘化度本丸御殿中奥御休息上段の間「伺下絵」の床部分
（床両脇壁の絵は別紙に描いて、床正面の壁の両側に立て起せるように貼付けられている。東京国立博物館所蔵）

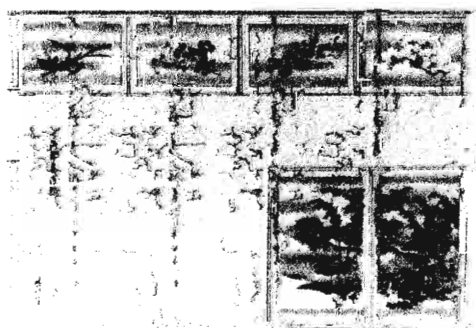


写真5-3 天保度西丸御殿中奥御休息の小襖「下絵」
（小襖の「下絵」は別紙になっている。東京国立博物館所蔵）

5.4 実際の建物による把握

天保10年2月17日、晴川院は他絵師と連名で、若年寄林肥後守忠英に「御本丸拝見之願書」の書付を出した。書付は、西丸御殿の障壁画制作に際し、これから制作する表向御殿障壁画の参考にするため、本丸御殿の大広間・殿上之間・御白書院・帝鑑之間・桜之間・松之廊下・虎之間・御玄関遠侍等を拝見してスケッチをしたい、との晴川院の希望を伝えるものであった^{註31)}。願書は了承され、晴川院は3月24日と4月14日に、本丸御殿を弟子と拝見し、障壁画の「写地取」^{註32)}を行った。また、天保10年7月3日に、晴川院は、西丸御殿表大広間の天井の描き方を検討するため、本丸御殿の大広間を拝見した^{註33)}。

絵師は、平面図や起し絵図から建築を把握して「伺下絵」を制作するとともに、実際の建物からも建築を把握したのである。

5.5 平面図を参照して描いた「伺下絵」の実例

「伺下絵」を制作するのに平面図を使って絵師が建物を把握したことは『日記』の記事から判明するが、参考にしたことのある江戸城御殿の平面図が現存せず、実際にどのように「伺下絵」を描いたか明らかでない。しかし、天保7年に晴川院が障壁画を制作した一橋御守殿御対面所は、「伺下絵」を描くのに参考にした可能性の高い平面図が現存しており、絵師がどうやって平面図から建物を理解したか、その一端を知ることができる。

5.5.1 一橋御守殿御対面所障壁画の「伺下絵」

一橋御守殿^{註34)}の建物は、天保6年11月15日の一橋斉位と徳川家斉の子・賢子の婚礼の際に建設された^{註35)}。『日記』天保7年2月10日条に「一ツ橋御守殿御座鋪、御対面所 余 御休息 晴雪、一ツ橋^五御頼ニ付相認」とあり、晴川院は、御対面所の障壁画の制作を行った。2月24日に弟子10人と共に「手入」を行って、翌25日の「見分」に備えており、このときには障壁画が完成していたと思われる。賢子が御守殿へ移るのは翌年2月29日で、障壁画完成から5日後のことである。

晴川院の担当した一橋御守殿御対面所の「伺下絵」は7巻からなり、御上段・御下段・御二之間・御三之間・御帳台・御入側^{註36)}の6室分6巻と、小襖と杉戸の1巻で構成される。小襖と杉戸を描いた「伺下絵」の巻末に、違棚の正面図、および御休息と御対面所の平面図が収められている。

5.5.2 平面図と「伺下絵」の整合性

御対面所の平面図は、黒丸印で柱位置が示され、部屋名、部屋の大きさ、建具の種類と本数、天井仕上げ、内法長押し小壁仕様が書き込まれている(図5-1)。御上

段は「拾八畳」の広さで、「御床」と違棚、帳台構、「付書院」を備える。帳台構の前に「引明襖二」と書き入れられており、これは帳台構の建具が4本のうち中央の2本だけが動くことを示す。一方、「伺下絵」の帳台構の部分を見ると、中央2枚が襖、両脇は貼付壁となっており(写真5-4)、平面図の記載に一致する。

天井仕上げは、平面図に、御上段と御下段が「二重長押し」、御二之間・御三之間・御帳台・御入側の各部屋が「一重長押し」と、書き込まれている。「伺下絵」は天井長押の一重と二重が描き分けられており、二重天井長押しは御上段と御下段の2室で、残りの部屋は一重長押しである。よって、天井仕上げも平面図と「伺下絵」の描写は一致する。また御帳台と御二之間の部屋境に半柱があり、御帳台の内側から見ると左側の襖の一部が隠れて見えないが、「伺下絵」にも襖の一部が見えない状況が表現されている。このように、平面図の内容と「伺下絵」の描写はよく整合し、「伺下絵」はこの平面図を参照して描かれたと思われる。

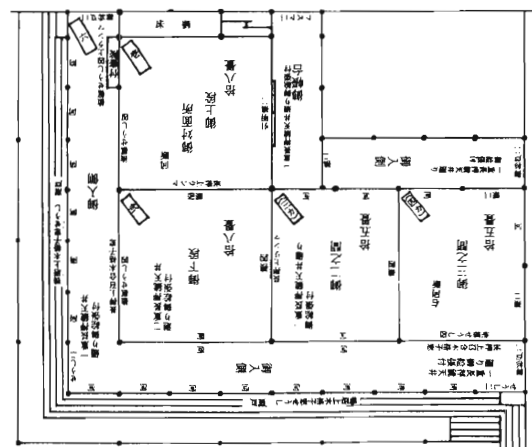


図5-1 一橋御守殿御対面所平面図
(一橋御守殿御対面所「伺下絵」に収められた図を描き起した。破線は「伺下絵」の描き始めと終りを示す。付箋の位置と「伺下絵」の描き始めの位置が合致することがわかる。御二之間と御三之間の付箋は虫損で文字が判明しないが、部屋の構成からみて「三」と「四」と判断される)

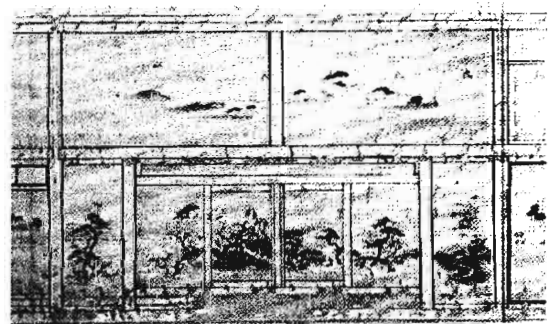


写真5-4 一橋御守殿御対面所御上段「伺下絵」の帳台構部分(帳台構の中央2枚は襖、両脇は貼付壁となっており、図5-1の「引明襖二」の記載と一致する。天井長押しは平面図の「二重長押し」と同じく、二重に描かれている。画題は「大和山水」。東京国立博物館所蔵)

5.5.3 平面図に貼り込まれた付箋

一橋御守殿御対面所平面図には各部屋に付箋が貼り込まれている。付箋はいずれも漢数字で、御上段に「壹」、御下段に「弐」、御入側に「六」とある。御二之間と御三之間の付箋は虫損で文字が判明しないが、部屋の構成からみて「三」と「四」だと考えられる。「五」の付箋は失われているが、「伺下絵」が現存することから御帳台に貼り込まれていたと思われる。

「伺下絵」は壁面を連続させて描いており、どこから描き始めるかが問題となるが、御上段の「伺下絵」を見ると、始まりは「付書院」右端となっている。一方、平面図の付箋「壹」は、その「付書院」の右端を示す位置に貼り込まれている。他の部屋においても、付箋の貼られた位置と「伺下絵」の描き始めの位置は合致し、やはり平面図と「伺下絵」の整合性が高いことを示している。

付箋の数字は、重要性の高い部屋から順に付けられており、絵師は部屋の格を意識していたことになる。

この事例から、絵師は、平面図に書き入れられた建具の種類と本数、天井仕上げ、長押などの仕様から建築の内部空間を読み取り、「伺下絵」を作成したことが窺える。江戸城御殿の場合も、同様の平面図を奉行から受け取り、建築を理解したと思われる。

一橋御守殿御対面所平面図は付箋が貼り込まれ、「伺下絵」の描き始めの位置を平面図と対照できるようになっている。天保度西丸御殿御対面所の「伺下絵」12巻を提出する際に、晴川院は「絵図面」を「伺下絵」に添えており^(注37)、同じように平面図と対照できた可能性が考えられる。

6. 障壁画の下絵

6.1 下絵について

障壁画の下絵は、「絵様」を伺うのに制作した「伺下絵」の他、完成した障壁画を写し取ったもの、「伺下絵」を写したものの^(注38)があることが指摘されている。東京国立博物館の所蔵する天保度西丸御殿・弘化度本丸御殿の「伺下絵」(以下、東博本と呼ぶ)に関連するものとして、三康図書館と大阪天満宮の所蔵する下絵の調査を行った。

6.2 天保度西丸御殿・弘化度本丸御殿「伺下絵」の写し

三康図書館所蔵の『柳宮御襖縮図』と題する42巻は、「御本丸御白書院御張付の下絵うつし、慶応乃二寅とし、十二月の中出来、松下隠士貴信」「右拾壹巻、応需晏川貴信縮図」「明治元戊辰のとし冬日出来、狩野勝一良信摸」などの墨書があり、慶応2年(1866)から明治元年(1868)頃に、表絵師根岸御行松狩野家の狩野晏川貴信(文化6年・1809~明治25年・1892)と勝一良信(嘉永元年・1848~大正8年・1919)が写したものである。42巻は、建具の描き方に違いがあるものの、東博本の弘化度本丸御殿

の大広間・御白書院・松之廊下・桜之間・蔦之間、天保度西丸御殿の御座之間の「伺下絵」に、図様が一致する。描写の違いは舞良戸などに見られ、東博本には描かれていない舞良戸の棧が描き込まれたりしている。しかし、小襖の下絵が東博本と同じく、別紙に描かれていることなどからみて、東博本を写したものと判断される。

大阪天満宮所蔵の「西丸御座之間伺下絵」と題する下絵2巻は、「晴川院筆、良信模、良厚写」「勝川筆、十五歳良信摹之、良厚写」「勝川法眼筆、貴摹写之、良厚写」などの墨書があり、晴川院と勝川の描いた「伺下絵」を根岸御行松狩野家の晏川貴信と勝一良信が模し、さらに良厚が写したものである。2巻の下絵は、東博本の天保度西丸御殿御座之間「伺下絵」に図様が合致するだけでなく、建具の表現方法など詳細な部分まで一致する。

『日記』天保9年6月2日条に「西丸御座間伺下絵十一巻、⁽¹⁾余御上段・御下段・御張台内・御上段⁽²⁾与西御入側・御下段の西御入側・御下段ノ南御入側都合六巻、勝川ハ御次・御三之間・御次之南御入側・御三の間南御入側・御三ノ間の東御廊下都合五巻、右相揃持参」とあり、御座之間の「伺下絵」は1巻に1部屋が描かれ、11巻で構成されていた。東博本も『日記』の記事のとおり、1巻に1部屋が描かれている。一方、大阪天満宮所蔵の下絵2巻は、1巻に1部屋ではなく、1巻に帳台の間・上段の間・下段の間・三の間、もう1巻に上段西入側・下段西入側・下段南入側・二の間南入側・三の間南入側と、4室分と5室分が連続して描かれている。しかも11巻全部ではなく、11部屋のうち9部屋を写したものである。しかし、東博本に図柄が合致し、また墨書からも東博本を写したものと判断される。

三康図書館と大阪天満宮の所蔵する下絵は、いずれも根岸御行松狩野家に由来するものである。狩野晏川は木挽町狩野家で絵を学び、後を嗣いだ勝一も木挽町狩野家勝川の門人であった。

これらの下絵は、東博本の「伺下絵」を補足するものとして貴重である。東博本の御白書院「伺下絵」は、御上段・御下段・御帳台の3室分があるのみだが、三康図書館所蔵の下絵には、御上段・御下段・御帳台の他に、帝鑑之間・御上段御下段境襖・御入側の下絵もあり、これまで不明だった室内の様相が明らかになる。

7. おわりに

天保度江戸城西丸御殿と弘化度江戸城本丸御殿における障壁画制作の実態について、制作の手順、絵師の仕事、障壁画制作を行った場所、障壁画制作における建築の把握方法などを中心に報告した。主要な点を整理すれば以下の通りである。

1) 障壁画制作の手順

障壁画制作は、部屋の画題を「伺書」で決定した後、

「伺下絵」を制作し、それが了承されて、はじめて実際の「張付」に取り掛かった。違棚小襖や入側の杉戸は、「張付」より遅れて「下絵」の制作が仰せ付けられた。

2) 絵師の仕事

御殿造営における絵師の制作担当箇所は、障壁画の「張付」にとどまらず小襖、杉戸、天井絵にわたり、能舞台の鏡板もその担当であった。また、障壁画を制作するだけでなく、「張付」の料紙の採択や、金箔・金泥銀泥の見積りと採択、「絵料」の見積りも絵師の仕事であった。

3) 障壁画制作を行った場所

障壁画制作は、絵師の屋敷に建てられた「御絵仕立所」で主に行われ、城内の現場での作業は最後の「手入」だけであった。晴川院の屋敷には、天保度西丸御殿造営あたって「御絵仕立所」1箇所と「御仮張置所」1箇所が建てられ、弘化度本丸御殿造営にあたっては「御絵仕立所」が2箇所建てられた。「御絵仕立所」は、万延度本丸御殿造営の際に、狩野休清の屋敷にも建設された。

4) 障壁画制作における建築の把握方法

絵師は、平面図や起し絵図から建築の内部空間を読み取って、「伺下絵」を作成した。「伺下絵」は、平面図を参照したものよりも、起し絵図を参照したもののほうが詳しく表現されている。小襖「下絵」の制作にあたっては、棚の正面図を参考にした。「伺下絵」には、平面図に記載された建築の様子が忠実に表現された。

今回の検討には、晴川院の『公用日記』が重要な役割を果たし、障壁画制作が行われた場所や建築の把握方法など、これまでほとんど知られていなかった障壁画制作の実態を明らかにすることができた。明治42年(1909)出版の『東洋美術大観五』によると、多くの絵師が、晴川院と同じく御用を記録した日記を残している。日記のほとんどは現在のところ所在不明だが、今後探求が進み、検討が行われれば、障壁画制作の実態がより明らかになるに違いない。

なお、東京芸術大学美術館には、狩野晴川院と勝川が描いたとされる下絵が所蔵されている。江戸城御殿のものとされているが、どの建物のものか特定できなかった。今後の検討課題としたい。

<注>

- 1) 全55冊。東京国立博物館に53冊、国立国会図書館に2冊、所蔵されている。
- 2) 国立国会図書館の保管する日記の1冊は『御本丸御普請御用別記』で、天保15年の『公用日記』(東京国立博物館所蔵)の別記に該当する
- 3) 江戸幕府は月に六回、江戸城本丸大奥の御絵部屋に出仕する御目見以上御同朋格の家格をもつ狩野四家の奥絵師と、出仕義務がなく御家人格の十二家の表絵師とを

若年寄下に任用して將軍をはじめ幕府に必要な絵画を描かせた。『国史大辞典』吉川弘文館。

- 4) 『古画備考』朝岡興禎・嘉永年間、復刻は明治37年・思文閣。
- 5) 『日記』天保9年4月16日条。
一、密之儀者不及申、惣而御側向之御沙汰、他人者不及申、(中略)如何様之懇切之中といふとも、毛頭他言仕間敷事、
一、御一門を始、諸大名・御旗本中之悪心を以申合、一味仕間敷事、
一、以計策悪事相頼輩於有之者、不移時刻可申上事、
一、猥之好式仕間敷事、
一、御威光を以私奢仕間敷事、
- 6) 『東京市史稿皇城篇第三』東京市役所、博文館、大正元年、復刻は臨川書店・昭和49年。
- 7) 『日記』天保10年3月23日条。
- 8) あざやかな藍青色の鉱物性顔料。天然に産する岩絵の具で、東洋画の顔料とする。『日本国語大辞典』小学館。
- 9) 『日記』天保9年閏4月17日条
- 10) 『日記(別記)』天保15年6月20日条。
- 11) 縦1尺2寸、横3尺の紙。襖の幅(3尺)に継ぎ目なく張れるように漉かれたもの。『日本国語大辞典』小学館。
- 12) 明礬(みょうばん)をとかした水に膠(にかわ)の液をませたもの。紙・絹などにひいて、すみ・インク・絵の具のにじむを防ぐ。『日本国語大辞典』小学館。
- 13) 『日記(別記)』天保15年6月22日条「御用立候ニ相見へ候得ども、どふさま裏打等の上筋見へほし出候哉ハ見極メ兼候、其職方江御見せ可有之様申遣」
- 14) 『日記』天保9年7月30日条。
- 15) 『日記』天保9年8月2日条。
- 16) 『日記(別記)』天保15年8月23日条「主膳正殿御逢ニ而、金箔見本を以て箔遣方御談事有之」。
- 17) 『日記』天保9年10月17日条「近年絵具類其他共都而高値ニ相成」「彩色も手厚仕立候上、格別御急ニも相成、大勢弟子共呼寄せ昼夜無差別手伝為致候間、夫々相応之手伝差遣候儀」「是迄之本途絵料ニ而者中々引足不申」。
- 18) 『日記』天保9年5月3日条。
- 19) 『日記』天保5年4月6日条。
- 20) 『日記』天保10年12月10日条。
- 21) 万延元年閏3月～8月、東京芸術大学美術館所蔵。
- 22) 「御絵仕立所」は、『御用中日記』で「仮御小屋」「御絵認所」などと呼ばれている。
- 23) 『日記』天保9年閏4月9日条、7月4日条。
- 24) 『日記(別記)』天保15年5月28日条。「御普請御急キ之様子ニ承り候、(中略)御立ヶ所御絵図出来次第、起し絵図^(俵)織方ニ而取立、伺下絵認候手はづニも相成不申候而ハ御間ニ合兼」。
- 25) 『日記(別記)』天保15年7月8日条「墨画ニ付格別手

間取申間敷候」。

- 26) 各絵師が担当した建物は、『日記(別記)』天保15年6月28日条の「御座所向御絵被仰付」の書付による。
- 27) 御対面所の「伺下絵」も現存するが、床の部分が描かれていない。
- 28) 『日記』天保9年11月7日条。
- 29) 『日記(別記)』天保15年8月5日条。
- 30) 天保度西丸御殿大広間=天保10年6月12日・11月15日、御座之間=天保9年6月2日・6月4日、新座敷=天保9年10月5日・10月16日。弘化度本丸御殿御白書院=弘化2年正月2日・2月16日、御座之間=天保15年7月26日・11月8日、御休息=天保15年7月7日・7月23日、御小座敷=天保15年8月12日・11月8日、御対面所=天保15年8月12日・10月朔日(前者の日付が「張付」の「伺下絵」伺済日、後者の日付が小襖「下絵」伺済日)。
- 31) 『日記』天保10年2月17日条「西丸御普請二付、私共江被仰付候、御座敷向御絵認方為見合、御本丸大広間・殿上之間・御白書院・帝鑑之間・桜之間・松之廊下・虎之間・御玄関遠侍等拝見之上、函取手扣支度」。
- 32) 『日記』天保10年3月24日条。
- 33) 『日記』天保10年7月3日条「大広間御天井認方見合せ之為メ御本丸大広間拝見」。
- 34) 御守殿は、三位以上の大名に嫁いだ將軍の息女、またその住居を指す。『日本国語大辞典』小学館。
- 35) 『新稿一橋徳川家記』辻達也編、統群書類従完成会。御守殿普請地鎮祭は天保6年7月13日。
- 36) 部屋名は、一橋御守殿御対面所平面図(図5-1)による。
- 37) 『日記』天保9年7月4日条。
- 38) 千野香織: 柳営白書院虎之間新御殿御休息伺下絵について、調査報告書江戸城本丸等障壁画絵様、東京国立博物館、1988, pp.145~146。

<参考文献>

- ・ 『調査報告書 江戸城本丸等障壁画絵様』東京国立博物館、1988
- ・ 『古画備考』朝岡興禎・嘉永年間、復刻は明治37年・思文閣
- ・ 『東洋美術大観五』審美書院、明治42年
- ・ 『復元・江戸情報地図』児玉幸多監修、朝日新聞、1994
- ・ 『江戸城下変遷絵図集』全20巻、原書房、1985-1988